

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と県民生活の防衛、中小企業への強力な支援を求める申し入れ】 1 新型コロナウイルス感染防止対策の徹底について 1) 感染拡大に備えた医療センター体制の強化を図ること。医師・看護師等の体制を強化し、必要な病床を確保すること。人工呼吸器等の設備整備を進めること。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症患者の増加した場合の、入院医療体制を強化するために必要な医療機器(人工呼吸器、簡易陰圧装置、ECMO)等を整備するとともに、結核病床や休床中の病棟を活用した入院体制の整備など、必要な体制整備等に取り組んでいます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と県民生活の防衛、中小企業への強力な支援を求める申し入れ】 1 新型コロナウイルス感染防止対策の徹底について 2) 医療用のマスク、消毒液等の必要数を確保し、各病院等に早急に配布すること。</p>	<p>医療提供体制の維持に必要な医療資材については、国の安定供給スキーム等により確保を進めているほか、県としても、不足する医療資材を直接購入するなど、医療施設で必要とする医療資材の早期供給に努めています。</p>	保健福祉部	健康国保課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と県民生活の防衛、中小企業への強力な支援を求める申し入れ】 1 新型コロナウイルス感染防止対策の徹底について 3) 介護施設等高齢者施設、障がい者施設、保育所等児童福祉施設にマスク、消毒液等の衛生用品を確保し、配布すること。</p>	<p>【長寿社会課】 県では、国の安定供給スキーム等によりマスク・消毒液を確保し、高齢者施設等に順次配布しているところです。今後においても、施設の備蓄状況等を踏まえながら、感染症拡大防止に向けて取り組んでいきます。(B)</p> <p>【障がい保健福祉課】 障害福祉サービス事業所等において、必要なマスク等の防護具や手指消毒用エタノール等を確保し、それらを適切に用いながら適切にサービスを提供することが重要であり、県では施設の備蓄状況等を踏まえ、これらを配付しており、今後も感染症拡大防止に向けて取り組んでいきます。(B)</p> <p>【子ども子育て支援室】 保育所、認定こども園及び認可外保育施設等へのマスクや消毒液等の供給については、国が行う職員用の布製マスクの配布に加え、県または市町村が、国が示した緊急対応策に呼応して配布や購入費用の助成を行っているところです。(B)</p>	保健福祉部	長寿社会課  障がい保健福祉課  子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と県民生活の防衛、中小企業への強力な支援を求める申し入れ】 1 新型コロナウイルス感染防止対策の徹底について 4) 検査体制を抜本的に強化し、医師の判断でPCR検査が行われるようにすること。</p>	<p>4月28日にPCR検査体制の見直しを行い、帰国者・接触者外来や二次医療圏単位で設置を進めている地域外来・検査センターにおいて、医師が必要と認められる場合には民間検査機関等で検査を実施することができるとしたところであり、検査体制の拡充・強化を図っていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と県民生活の防衛、中小企業への強力な支援を求める申し入れ】 1 新型コロナウイルス感染防止対策の徹底について 5) 帰国者・接触者相談センターと保健所の体制を強化すること。</p>	<p>【保健福祉企画室(管理担当)】 新型コロナウイルス感染症患者の発生した場合、業務量が更に増大すると想定され、保健師の不足が見込まれることから、県又は市町村を退職した保健師を任用することにより、保健所の体制強化を図っていきます。</p> <p>【医療政策室】 感染患者の発生や対策の長期化を見据え、保健所保健師等の専門職員の負担軽減と相談のトリアージによる効率的な相談体制を構築するため、相談受付業務をコールセンターに委託し、県民の不安解消に取り組んでいます。</p>	保健福祉部	保健福祉企画室 医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と県民生活の防衛、中小企業への強力な支援を求める申し入れ】 2 科学的根拠のない全国一律の学校の休校措置を見直し、子どもの安全と人権を守ること 1) 少人数学級が実施されている県内の小学校・中学校は、多くの教職員と養護教諭がおり、給食もあり、児童生徒にとって最も安全な場所です。不自由な自宅待機を強制し、過密な学童クラブに押し込めるのではなく、子どもの学習権と人権を守る立場で学校の再開を早急に図るべきです。</p>	<p>感染リスクに予め備える観点から、3月2日以降、春季休業に入るまでの間、学校・地域の体制が整い次第、地域や学校の実情を踏まえた期間や形態により臨時休業を行うよう各市町村教育委員会にお願いしました。</p> <p>また、県立学校について、児童生徒等の健康を確保しつつ、教育活動に与える影響を最小限にとどめ、大型連休期間中の人の移動を最小限にすることによる地域全体での感染防止を図ることが重要と考え、4月30日と5月1日の2日間を休業とする旨お知らせし、市町村教育委員会にも適切な対応をお願いしました。</p>	教育委員会事務局	学校教育課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と県民生活の防衛、中小企業への強力な支援を求める申し入れ】 2 科学的根拠のない全国一律の学校の休校措置を見直し、子どもの安全と人権を守ること 2) 特に、特別支援学校は生徒にとって最も安全な場所であり、早急に再開すべきです。</p>	<p>県立特別支援学校においては、早いところで3月2週目から、多くの学校は3週目から本来予定していた春休み期間中に臨時休業措置をとったものです。 また、臨時休業中においては、保護者からの相談等への丁寧な対応、児童生徒の健康状態や生活状況の把握に努めるとともに、放課後等デイサービス事業所等と情報共有を行いながら柔軟に対応しました。</p>	教育委員会事務局	学校教育課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と県民生活の防衛、中小企業への強力な支援を求める申し入れ】 2 科学的根拠のない全国一律の学校の休校措置を見直し、子どもの安全と人権を守ること 3) 終業式の中止などの措置は見直し、適切な配慮と安全対策を取り開催すること。</p>	<p>感染リスクが高く、感染症拡大の防止のために、多くの人が接触するような機会をできるだけ減らす必要があり、児童生徒の健康と安全を第一に検討した結果、終業式については中止としました。</p>	教育委員会事務局	学校教育課	S その他
<p>【新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と県民生活の防衛、中小企業への強力な支援を求める申し入れ】 2 科学的根拠のない全国一律の学校の休校措置を見直し、子どもの安全と人権を守ること 4) 特別の事情がない限り、入学式は実行することを明らかにすること。</p>	<p>県立学校の入学式については、令和2年3月25日付け教育長通知「令和2年度における教育活動の再開等について」により、卒業式の対応に準じ、感染拡大防止に十分配慮した上で、長時間にわたることがないように留意しながら実施しました。 市町村立学校においても、感染予防対策を講じた上で、入学児童生徒がいる全ての学校において入学式等を実施したと確認しています。</p>	教育委員会事務局	学校教育課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と県民生活の防衛、中小企業への強力な支援を求める申し入れ】 2 科学的根拠のない全国一律の学校の休校措置を見直し、子どもの安全と人権を守ること 5) 休校中は学校を開放し、希望者には給食を提供すること。</p>	<p>県立特別支援学校においては、保護者からの要望を受け、2校で29人の受け入れを行い、その内1校で2日間給食提供を行いました。 市町村教育委員会については、文部科学省作成の「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」により、児童生徒等に対して学校給食の調理場や調理員を活用して昼食を提供することも工夫の一つと考えられ、地域の実情やニーズに応じて対応を判断するよう通知しています。</p>	教育委員会事務局	学校教育課 保健体育課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と県民生活の防衛、中小企業への強力な支援を求める申し入れ】</p> <p>2 科学意的根拠のない全国一律の学校の休校措置を見直し、子どもの安全と人権を守ること</p> <p>6) 現在、朝から生徒を受け入れている学童保育と放課後デイサービス事業者に万全の財政措置を講じること。マスク、消毒液等を配布し、安全対策を講じること。</p>	<p>【障がい保健福祉課】</p> <p>県では、学校の臨時休業に伴い、放課後等デイサービス事業所が午前からの開所や新規の利用者の受入れ、感染拡大防止の観点からの電話等による代替サービスの提供に対応できるよう、国の補助事業を活用し、市町村を通じて、必要な経費を事業者に補助する事業を実施することとしています。</p> <p>また、国の第二次補正予算を踏まえて、県では、放課後等デイサービス事業所を含む障害福祉サービス事業所等が感染症対策のために行うマスク、消毒液等の購入に対し、助成する予算を計上したところであり、今後も、こうした事業の実施などを通じて、必要な支援を行っていきます。</p> <p>【子ども子育て支援室】</p> <p>放課後児童クラブ等の対応については、国が示した午前中からの開所等に伴う追加経費の支援やマスクや消毒液の購入に対する補助等の緊急対応策に呼応して、県や市町村も支援を行っているところです。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課  子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの
<p>【新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と県民生活の防衛、中小企業への強力な支援を求める申し入れ】</p> <p>3 新型コロナの影響から緊急に県民生活を防衛する対策を講じること</p> <p>1) 新型コロナウイルスによる県民生活、中小企業、地域経済への影響の実態調査を行うこと。</p>	<p>生活衛生関係事業者(飲食業者、宿泊業者等)に対する経営指導等を行う(公財)岩手県生活衛生営業指導センター(以下「指導センター」という。)において、新型コロナウイルス感染症による生活衛生関係事業者への影響について、定期的にアンケート調査を行っており、当該結果を県に情報提供いただいています(県は指導センターの経営指導等に係る経費へ補助金を交付し、支援しているところです。)。また、当該結果は庁内各部に情報提供し、共有を図っています。</p> <p>今後も指導センターと連携し、生活衛生関係事業者の実態を把握するなど必要な対応を行っていきます。</p>	環境生活部	県民くらしの安全課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と県民生活の防衛、中小企業への強力な支援を求める申し入れ】</p> <p>3 新型コロナの影響から緊急に県民生活を防衛する対策を講じること</p> <p>1) 新型コロナウイルスによる県民生活、中小企業、地域経済への影響の実態調査を行うこと。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大により、県内事業者への影響が大きくなっていることから、各商工会議所及び岩手県商工会連合会と連携し、県内約500者を対象に、「新型コロナウイルス感染症に伴う事業者の影響調査」として、令和2年4月から毎月実施しています。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と県民生活の防衛、中小企業への強力な支援を求める申し入れ】</p> <p>3 新型コロナの影響から緊急に県民生活を防衛する対策を講じること</p> <p>2) 図書館や公民館等の公共施設の休館や中小規模のイベントの中止など、過度の自粛は見直すこと。</p>	<p>文化・スポーツ関連の県営施設の利用については、県の基本的対処方針や国の通知、各関係団体が策定した感染拡大予防ガイドラインなどを踏まえた感染防止対策を徹底することとしています。市町村の公共施設に対しては、国や県の取組について情報提供を行うとともに、適切に利用されるよう助言を行っています。</p> <p>また、イベント等の主催者に対しては、「三つの密」の回避や、手指の消毒やマスクの着用などの「新しい生活様式」を踏まえた感染防止策を講じた上での開催について、協力要請を行っています。</p> <p>なお、県主催のイベント等については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況や各ガイドライン等を踏まえ、関係者の意見を十分に聞きながら、開催の可否を判断していきます。</p>	文化スポーツ部	文化スポーツ企画室	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>いわて県民情報交流センター(アイーナ)では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、国の緊急事態宣言後の4月20日から来所による利用の休止等の措置を講じておりましたが、5月7日からは順次、感染拡大防止に努めながら利用制限の解除を行ってきたところです。</p> <p>解除にあたっては、館内の消毒、出入口へのサーモグラフィカメラ(体温検知器)・手指消毒用アルコールの設置等の他、利用者に対して「三つの密」が発生しない席配置、「人と人との距離の確保」・「マスクの着用」等の基本的な感染防止策を講じるよう周知を図るなど、感染予防対策に努めているところです。</p>	環境生活部	若者女性協働推進室	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>催物(イベント等)の開催や施設の使用等に係る方針については、岩手県新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において定めているところです。</p> <p>催物(イベント等)については、開催制限に関して段階的な緩和に向けた方針を示しているところですが、開催に当たっては、催物等が屋内か屋外か、開催規模などに応じた対応をお願いしており、主催者において開催要件や講じる感染防止策の実施を検討のうえ、開催するようお願いしているところです。</p> <p>なお、施設の使用については、業種ごとに策定されている感染拡大予防ガイドライン等の実践により、地域の感染状況等を踏まえた対応をお願いしているところです。</p>	保健福祉部	保健福祉企画室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と県民生活の防衛、中小企業への強力な支援を求める申し入れ】</p> <p>3 新型コロナの影響から緊急に県民生活を防衛する対策を講じること</p> <p>2) 図書館や公民館等の公共施設の休館や中小規模のイベントの中止など、過度の自粛は見直すこと。</p>	<p>東日本大震災津波伝承館については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、4月12日から休館していましたが、国の緊急事態宣言が解除されたことを受け、5月25日から開館したところです。</p> <p>開館に当たっては、通常の咳エチケット、マスクの着用、手洗い・うがいなどに加えて、「三つの密」を回避するための館内の換気の徹底やシアター席の間引きを行うとともに、館内のタッチパネルなどの消毒や、赤外線サーモグラフィカメラの導入など来館者に対する検温を実施して、感染症予防対策に努めているところです。</p> <p>県立図書館においては、閲覧席を減らす、共用機器類の一部利用停止、映像視聴のためのスペースの閉鎖などの利用制限を設け、感染拡大防止を図りながら運営しています。</p> <p>また、4月から5月上旬については、感染拡大防止のため一部中止、延期としましたが、5月中旬以降は、感染状況等を踏まえながら開催等について検討することとしています。</p>	復興局	震災津波伝承課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と県民生活の防衛、中小企業への強力な支援を求める申し入れ】</p> <p>3 新型コロナの影響から緊急に県民生活を防衛する対策を講じること</p> <p>3) 中小企業をはじめとする企業倒産とリストラ・失業・内定取り消しの防止対策を徹底すること。無担保無保証人融資の枠を拡大するように国に求めること。雇用調整助成金の事業者負担の軽減・免除を求めること。</p>	<p>県はこれまで、国の支援策も活用しながら、3年間無利子で、当初保証承諾期間の保証料を全額補給する「新型コロナウイルス感染症対応資金」など、資金繰り対策により、事業の継続、雇用の維持に向けた支援を行ってきました。</p> <p>また、4月には、商工団体を通じ、事業者に対し雇用の維持に配慮いただくよう緊急要請を行ったところです。</p> <p>無担保無保証人融資の枠の更なる拡大については、機会を捉え国に対して働きかけ、国の第2次補正予算で、融資限度額が3,000万円から4,000万円に引き上げられたところです。</p> <p>雇用調整助成金の事業者負担の軽減については、これまで、全国知事会を通じて国に働き掛けてきたところであり、国においては、第2次補正予算で上限額の大幅な引上げのほか、解雇等を行わない中小企業の助成率を10/10にすることなども措置され、事業者負担の軽減が図られたところです。</p>	商工労働観光部	経営支援課 商工企画室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と県民生活の防衛、中小企業への強力な支援を求める申し入れ】</p> <p>3 新型コロナの影響から緊急に県民生活を防衛する対策を講じること</p> <p>4) 県としても生活福祉資金の緊急小口資金貸付け、県中小企業セーフティネット資金による金融支援など独自の対策を講じること。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に対し、緊急小口資金や総合支援資金の特例貸付を行うことにより、当面の生活の維持を支援しています。これらの貸付けでは、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとされています。</p> <p>県では、感染症の影響により売上高等が減少している中小・小規模企業者を対象に、4月1日から低利子かつ保証料の一部を補給する融資制度「新型コロナウイルス感染症対策資金」を、5月1日からは、3年間無利子かつ保証料を全額補給する融資制度「新型コロナウイルス感染症対応資金」をそれぞれ創設しています。</p> <p>また、売上高等が減少している小売業、飲食業・宿泊業及びサービス業の中小企業者を支援するため、市町村と連携して家賃補助制度を実施しており、融資と補助の両面から個人事業主を含む中小・小規模企業者の資金繰りを支援しています。</p>	<p>保健福祉部</p> <p>商工労働観光部</p>	<p>地域福祉課</p> <p>経営支援課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p> <p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>【新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と県民生活の防衛、中小企業への強力な支援を求める申し入れ】</p> <p>3 新型コロナの影響から緊急に県民生活を防衛する対策を講じること</p> <p>5) 国保税、社会保険料の緊急減免、納税の緊急猶予などの措置をとること。</p>	<p>地方税の減免について、国の財源措置を前提に要望していきます。(B)</p> <p>地方税の徴収猶予については、新型コロナウイルス感染症等の影響により、事業等に係る収入に大幅な減少(概ね20%以上の減)があった場合、納期限から1年間、担保不要並びに延滞金全額免除により徴収猶予の特例を受けることができます。</p> <p>なお、この特例は最長1年の措置であり、今般、全国知事会において制度の延長を要望しています。(A)</p>	<p>総務部</p>	<p>税務課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p> <p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
	<p>国保税減免については、実施主体である保険者(市町村・国保組合・岩手県後期高齢者医療広域連合)に対する助言を行っているほか、国財政支援基準や通知解釈の周知及び国への問合わせ内容等の共有を図るなど、実施に向けた要綱整備の準備等を支援するとともに、その費用を予算措置したところです。</p> <p>また、国保税の納税を猶予する「特例制度」については、令和2年3月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する地方税を対象とし、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予を適用できる特例が設けられたところであり、市町村に対してもこの旨周知したところです。</p>	<p>保健福祉部</p>	<p>健康国保課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と県民生活の防衛、中小企業への強力な支援を求める申し入れ】                      3 新型コロナの影響から緊急に県民生活を防衛する対策を講じること                      6) 大不況の要因となっている消費税の5%への緊急減税の実現を国に求めること。</p>	<p>国においては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、特別定額給付金や持続化給付金などの支援策を講じておりますが、県としても、経済的に弱い立場にある方々が困窮することがないように、また、地域に根ざした産業に十分配慮して、地方経済の落ち込みや復旧・復興の遅れを招くことがないように、今後も必要に応じて、全国知事会などと連携し、十分な対策を講じるよう国に対応を求めています。</p>	総務部	税務課	B 実現に努力しているもの
<p>【新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と県民生活の防衛、中小企業への強力な支援を求める申し入れ】                      3 新型コロナの影響から緊急に県民生活を防衛する対策を講じること                      7) 県民生活防衛・中小企業対策のワンストップの相談窓口を設置すること。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症が疑われる症状がある方等の相談窓口である「帰国者・接触者相談センター」を設置しているほか、4月8日から、県民の不安や県の施策等に関するワンストップ相談窓口を県庁に設置したところであり、引き続き、県民の不安解消等に取り組んでいきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
	<p>県では、3月2日から県庁や広域振興局に金融相談窓口を設置し、中小企業の資金繰りや経営に関する相談対応を行っています。                      また、感染症対策として措置している支援制度の円滑な活用を促進するため、令和2年度一般会計補正予算(第3号)において、商工会・商工会議所に相談対応等の業務を行うスタッフの配置や専門家派遣に要する経費の予算を措置したところであり、引き続き、相談窓口機能の強化を図っていきます。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と県民生活の防衛、中小企業への強力な支援を求める申し入れ】                      4 国の第2弾緊急対応策に対応し、県の独自施策を含めた補正予算を2月県議会に提案すること。</p>	<p>国の「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾」に対応し、感染症拡大の防止や中小企業の資金繰りのための貸付金の創設など、緊急に対応が必要となるものについて、令和元年度一般会計補正予算(第7号)及び令和2年度一般会計補正予算(第1号)として、令和元年度2月県議会に提案しました。</p>	総務部	財政課	A 提言の趣旨に沿って措置